

令和7年4月に小中学校新入学
児童生徒のいる保護者の皆様へ

新入学



就学援助制度についてのお知らせ

新入学児童生徒学用品費を先行して支給します

吉岡町では、町立小中学校に通学する児童生徒がいるご家庭で、経済的な理由で就学費用の負担に心配のある場合、学校生活に必要な費用の一部を援助する制度（就学援助制度）があります。支給項目のうち、新入学児童生徒学用品費について、入学前に先行して支給を行います。

※ 就学援助制度は申請が必要です。

申請期間 配布後 ～ 令和7年1月31日(金)

締切日以降～5月末日の申請については対象とし、認定の場合には1学期支給分と併せて支給します。

申請方法 提出先

『就学援助費受給申請書』に必要事項等を記入し、押印のうえ、吉岡町教育委員会事務局 学校教育室(町文化センター内)へ提出してください。

※ 添付書類については原則不要ですが、令和5年の所得を判定基準とするため、以下の場合には、必ず税の申告を済ませてください。(申請後でも構いませんので、早急をお願いいたします。)

- ◎ お勤め先等で令和5年中に年末調整を行っていない方
- ◎ 令和6年2～3月に確定申告もしくは住民税申告を行っていない方

※ 令和6年1月2日以降に吉岡町へ転入された方は、令和6年1月1日にお住まいの市町村発行の『所得課税証明書』を添付してください。

※ なお、4月以降の通常の就学援助費を受給希望の場合や、兄弟姉妹がいる場合も、この『新就学援助費受給申請書』(1世帯につき1枚の申請書に記入)で対応しますので、追加の申請書の提出は不要です。
ただし、通常の就学援助費の判定基準は令和6年の所得とします。

☆ 新入学児童生徒学用品費の支給金額(予定)・支給時期及び支給方法 ☆

令和7年3月下旬 (振込予定)

57,060円(小学校入学児童) 63,000円(中学校入学生徒)

認定された場合、認定通知と振込予定通知を送付後、申請書記載の口座に振り込みます。支給金額については、あくまでも予定金額ですので変更になる場合があります。

☆ 注意事項 ☆

☆ 収入等の確認について ☆

就学援助費交付に伴う要件確認のために必要となる世帯全員の情報について、関係各課に開示請求を行います。

収入等の確認ができないと、判定ができないため支給が遅れる等の状況が生じます。その際は、教育委員会事務局から確認の連絡をしますのでご了承ください。

☆ 判定基準 ☆

令和7年度の通常の就学援助申請と新入学児童生徒学用品費前倒しの申請は1枚でできます。

ただし、通常の就学援助の判定基準は令和6年1月1日から令和6年12月31日の所得となるため、令和6年分の確定申告等も必ず済ませてください。

☆ 通常の就学援助費の主な支給項目（新入学児童生徒学用品費を除く） ☆

●定額支給：学用品費 ●限度額支給：校外活動費、修学旅行費

●全額支給：学校給食費、PTA会費、児童生徒会費、部活動後援会費 等

※ 就学援助費の詳細については【保護者の皆様へ 就学援助制度についてのお知らせ】をご覧ください。

☆ 再審査について ☆

就学援助費受給中に家族構成に変更があった場合には再審査が必要です。必ず申し出てください。

対象家庭・保護者



令和7年4月に吉岡町立小中学校入学予定の児童生徒がいる家庭(保護者)で、下記の(1)(2)いずれかの条件に該当し、受付期間内に申請手続をして、吉岡町教育委員会が認定した家庭。

(1) 児童生徒の保護者が、生活保護を受給している家庭（「要保護児童生徒」）

また、保護を受けていなくても保護を必要とする状態にある場合も含む。

(2) 次のいずれかに当てはまる家庭（「準要保護児童生徒」に相当する家庭）

ア 児童生徒の保護者が、生活保護受給者に準ずる程度に困窮していると認められる者。

イ 生活保護受給世帯以外の世帯の児童生徒の保護者のうち、次のいずれかに該当する者で、教育委員会が援助を必要と認める者。

(a) 生活保護が停止または廃止になって、現在何も保護を受けていない者。

(b) 地方税法に基づく町民税の非課税・減免措置を受けている者。

(c) 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当を支給されている者。

(d) 学用品、通学用品等に不自由している児童生徒で、保護者の生活状態が極めて困難と認められる者。

(e) 令和5年分の世帯全員の収入が基準額を下回り援助を必要とする者。

※ なお、上記の条件に該当しても、算定により認定にならない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

※ 参考 あくまでも参考例であり、生活保護基準額表の改定や家族の年齢、住まいの状況等により変動します。

人数	家族構成	収入基準参考額
2人	父または母・小学生1人	約224万円
3人	父または母・中学生1人・小学生1人	約271万円
4人	父・母・中学生2人	約319万円

※ 申請後に家族構成の変更や転居があった場合は、必ず申し出てください。再審査が必要になります。その他ご不明な点は、吉岡町教育委員会事務局学校教育室までお問い合わせください。